

第2回
沖縄鉄軌道・計画案策定
プロセス検討委員会資料
【取組に向けた基本方針】
(案)

《県民意見の反映》

平成27年1月6日

沖縄県

目次

- 1 県計画案を策定するねらい
- 2 県の基本姿勢
- 3 検討の対象

1 県計画案を策定するねらい

- 1 沖縄21世紀ビジョン基本計画を着実に実施していくための総合的な交通体系のビジョンを示した、「沖縄県総合交通体系基本計画」において、県土の均衡ある発展を支える利便性の高い公共交通ネットワークの構築が位置づけられている。
- 2 同計画を踏まえ、県では、南北骨格軸として広域移動を支え、那覇一名護間を1時間で結ぶ鉄軌道の導入に向けて取り組んでいるところである。
- 3 **鉄軌道の計画案検討にあたっては**、県民等の多様なニーズを把握しながら、県民や地域と連携してまちづくりと一体的に検討を進める必要がある。
- 4 このため、県民と情報共有を図りながらまちづくり及び県土構造の再編の方向性を定め、沖縄鉄軌道導入に向けた県計画案策定に向け取り組むものとする。

2 県の基本姿勢

2-1-① 進め方に関する基本姿勢

－（検討を開始する目的・基本的スタンス）

県は、

- ・県土の均衡ある発展
- ・高齢者を含めた県民及び観光客の移動利便性向上
- ・中南部都市圏の交通渋滞緩和
- ・世界水準の観光リゾート地の形成
- ・駐留軍用地跡地の活性化
- ・低炭素社会の実現などを図る観点から、

「本島を南北に縦断し那覇一名護間を1時間以内で結ぶ鉄軌道の導入」について取り組む。

※鉄軌道：鉄軌道を含む新たな公共交通システムの意。

2-1-② 進め方に関する基本姿勢

－（県民の理解と協力）

鉄軌道は、本県の振興を図る上で重要なインフラであり、鉄軌道導入による振興の方向性について、県民の理解と協力を得ながら検討を行う。

－（公正性の確保）

県は、システムやルート選定等計画内容について、特定の立場に偏らず公正性を確保する。

2-1-③ 進め方に関する基本姿勢

－（参加型プロセスの積極的導入）

鉄軌道の計画案策定に向けた取組においては、県民等と十分な情報共有を行う県民参加型プロセスを導入する。

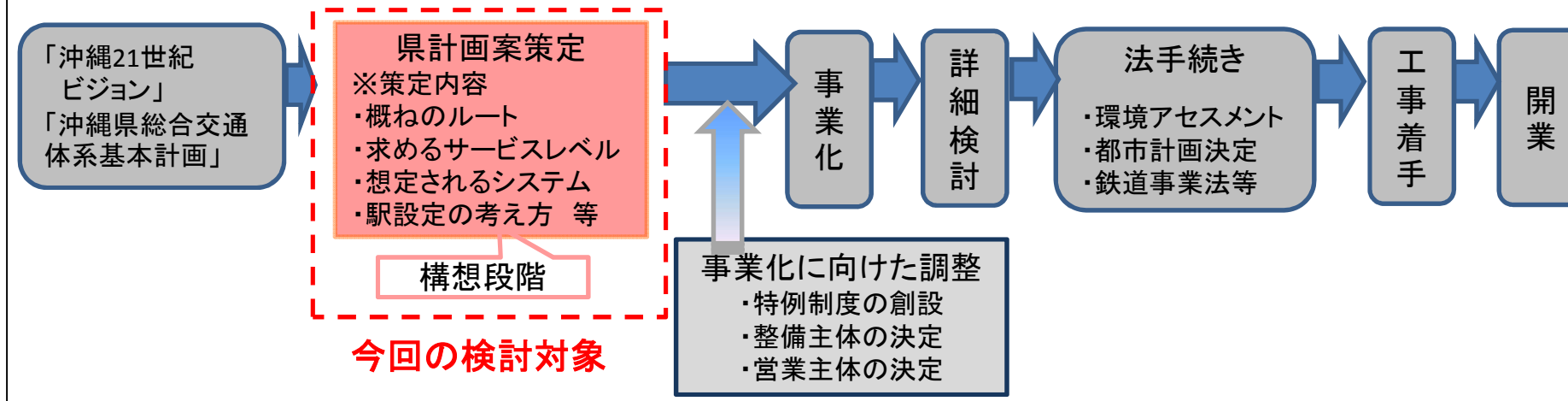
－（予断なき検討）

比較案について整備しない代替案も含め予断無く検討を行う。

3 検討の対象

3-1 検討の対象⇒構想段階に相当

- 県計画案は概略的な計画検討を行う段階である。
- 計画案策定後に、詳細な計画の検討に移る



「構想段階」とは・・・

事業の必要性を確認するとともに、施設の概ねの位置及び規模等の基本的な事項について、検討を行い計画を決定するまでの段階をいう。

- ✓ 鉄軌道の必要性について、県民とともに考える段階
- ✓ 概ねのルート及び駅位置の考え方を定める段階(具体的な位置は特定しない)
- ✓ 次の詳細な計画を立案する際の基本方針を設定する段階

※なお、財源及び整備主体については、別途国において特例制度について検討がなされることから、本検討対象には含めない。

3-2 計画策定内容

計画種別:「概略計画」

【計画案策定事項】

1. 鉄軌道整備計画

- 起終点の概ねの位置(市町村、施設)
- 概ねのルート
- 想定するシステム
- 概ねの駅位置の考え方(市町村)
- 主な構造(平面、高架、地下等)

2. フィーダー交通ネットワークのあり方

3. 沿線市町村の役割

- 駅を考慮したまちづくり計画の検討
- 自動車交通から公共交通転換への取組実施